

抗議と申し入れ

アイシン機工株式会社

取締役社長 角谷 孝二 殿

(FAX 0563-35-3896)

去る3月18日、名古屋地方裁判所は貴社従業員・吉田祐二さんが申し立てていた「労災認定」裁判において、彼の負傷を「労働災害」と認定する判決を下しました。原告はこの判決を確定させるために国に対して「控訴するな」の運動に取り組み、これを受けて被告・国も控訴を断念しました。

ところが貴社は控訴期限直前になって、あろうことか「補助参加」を裁判所に申し入れ、同時に「控訴」を申し立てました。当事者である原告・被告双方が判決を受け入れ確定させようとしているときに、第3者である貴社が「補助参加」を申し入れ「控訴」を申し立てるとは、異常であり、暴挙以外の何者でもありません。

業務上での負傷が「労災」として認定されたからには、この判決にしたがって速やかに被災者への補償と労働安全衛生への取り組みを向上させることが、会社としての従業員への、また社会への責務ではないでしょうか。

なぜ貴社は、このような異常な手段を使ってまで「労災認定」を忌避しようとするのですか。会社に対して異議申立をした吉田さんに対する報復ですか。彼を絶対に会社に戻さないということですか。また裁判で明らかになった、同一作業での多くの負傷者への波及を恐れてですか。どちらにせよ貴社の行為は長きにわたって手首の負傷に苦しみ、多くの犠牲を払って裁判を闘ってきた吉田さんの苦しみを長引かせるだけの意味しかありません。労災認定を拒否し押し隠そうとする貴社の態度は、逆に貴社ばかりではなくトヨタ系企業全体の社会的評判をおとしめるものです。

このような貴社の態度に抗議するとともに、速やかに「補助参加」と「控訴」申立てを取り下げ、地裁判決を受け容れるよう申し入れます。

2014年4月 日

【私の一言】

住所 _____

氏名 _____